



調査の内容が、他に知られたりするようなことはないのでしょうか？

A この調査は、我が国の一人当たりの賃金や労働時間を調べるためのもので、税金の算定や、労働基準法その他の法律に基づく取り締まりなどに用いることは絶対にありません。

統計法という法律で、そのようなことは禁じられています。

なお、調査には統計調査員が赴いていますが、統計調査員は、知事が任命した公務員です。調べたことについて他にもらすことは、やはり統計法で固く禁じられています。

安心してお答えください。



基幹統計調査とは？

A 国の重要な統計を作成するための調査として、統計法に基づき承認された統計のことです。

統計法では基幹統計調査の調査対象となった方に対して、回答の義務に関する規定や回答しなかった場合の罰則規定が設けられている、大切な調査です。

国勢調査、経済産業省生産動態統計調査、経済センサスなども、基幹統計調査です。

調査へのご理解とご回答をお願いいたします。

調査についてのご質問がありましたら、各都道府県の統計主管課までお問い合わせください。



厚生労働省毎月勤労統計調査担当

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL 03-5253-1111 (内線 7605～7607, 7609, 7610, 7631)

毎月勤労統計調査特別調査の結果は、厚生労働省のホームページにも掲載されています。

トップページ → 統計情報・白書 → 各種統計調査 → 厚生労働統計一覧 →

7. 雇用 → 毎月勤労統計調査(特別調査) <http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/31-1.html>

調査事業所の皆さまへ

統計の 確かな情報 大きな安心

毎勤だより

毎月勤労統計調査 特別調査

毎月勤労統計調査特別調査とは？

常用労働者5人以上の事業所を対象に毎月行っている毎月勤労統計調査（給与や労働時間、雇用の変動を毎月明らかにする調査）を補うために常用労働者1～4人の事業所を対象に年1回行う調査です。

毎月行っている「毎月勤労統計調査」は、その前身も含めると大正12年から始まり90年以上継続している歴史ある調査です。このうち、特別調査は昭和32年に開始された調査です。

なお、この調査は国の重要な調査として、統計法に基づく基幹統計調査とされ、調査対象となった事業所に対して、回答の義務に関する規定や回答しなかった場合の罰則規定が設けられており、さらに調査の従事者には秘密保護の義務が課せられている、大切な調査です。

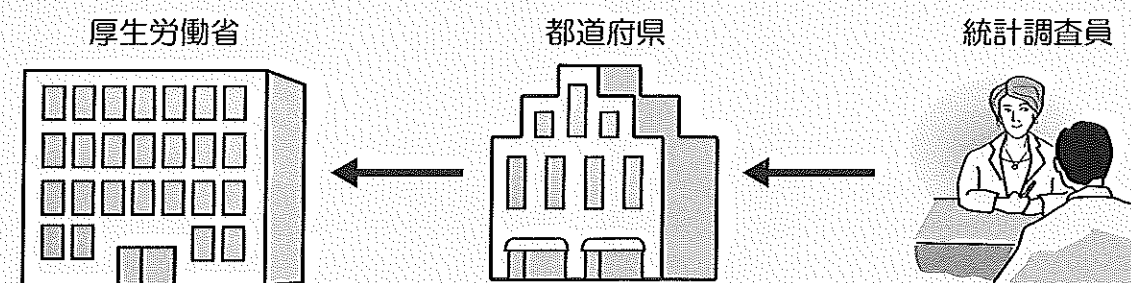
対象の範囲は、農業、林業、漁業、家事サービス業、外国公務及び一般公務を除く事業所です。

調査の結果は、小規模事業所の実態を示すものとして最低賃金の決定に係る審議会資料に使用される等、行政施策の企画・立案に役立てられています。

調査の方法

調査に際しては、貴事業所に統計調査員が赴きます。この統計調査員は、各都道府県の知事が任命し、必ず統計調査員証を携帯しています。

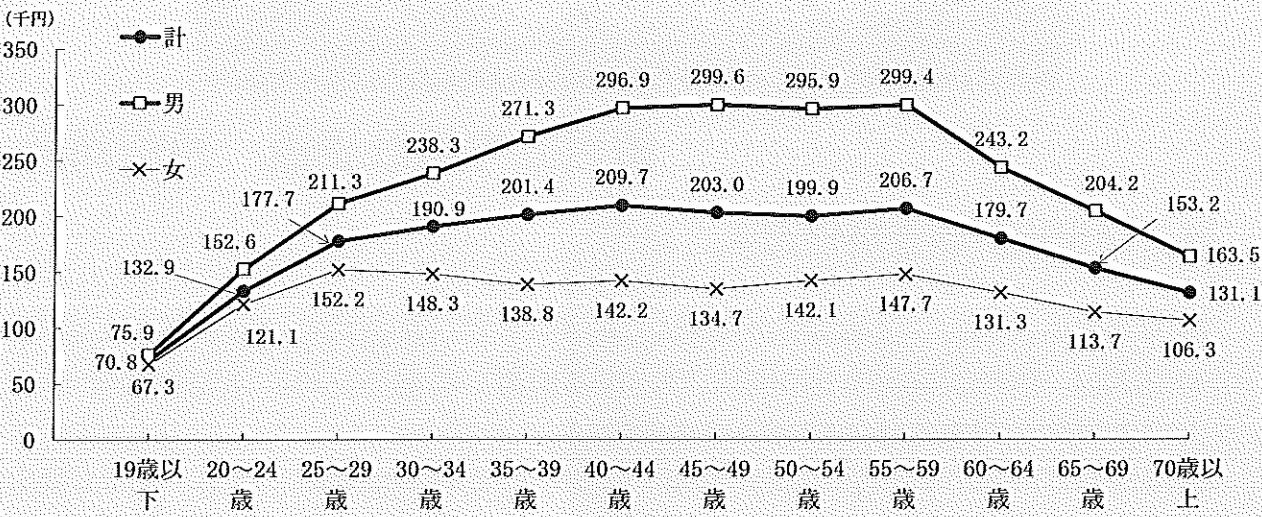
調査の流れ



● 平成 28 年毎月勤労統計調査特別調査の結果から ●

◎性、年齢階級別きまって支給する現金給与額

(平成28年7月、企業規模1～4人、調査産業計)



◎年齢、勤続年数、出勤日数、通常日1日の実労働時間数、きまって支給する現金給与額、特別に支払われた現金給与額、短時間労働者割合の推移

(各年7月、事業所規模1～4人、調査産業計)

年	※ 年齢	※ 勤続年数	出勤日数	通常日1日 の実労働時間数	きまって支給す る現金給与額	過去1年間に特 別に支払われた 現金給与額 (勤続1年以上)	※ 短時間労働者割合 (1日6時間以下)
	歳	年	日	時間	円	円	%
平成18年	44.2	10.4	21.1	7.2	190,749	219,475	26.9
19	45.0	10.9	21.1	7.2	190,482	214,629	26.9
20	45.4	11.1	21.2	7.2	192,630	208,367	27.0
21	44.7	10.6	20.8	7.1	185,402	195,387	28.2
22	45.1	10.8	20.7	7.1	184,676	184,694	28.4
23	45.4	11.0	20.6	7.1	187,962	191,014	28.1
24	45.7	11.0	20.6	7.1	188,928	191,400	28.0
25	46.1	11.2	20.7	7.1	190,474	201,806	28.0
26	46.5	11.4	20.7	7.1	192,120	208,488	28.5
27	46.7	11.3	20.4	7.0	191,269	216,965	29.0
28	47.0	11.6	20.2	7.0	195,701	227,206	28.9

※各年7月末日現在

◎都道府県別きまって支給する現金給与額、出勤日数、通常日1日の実労働時間数

(平成28年7月、事業所規模1～4人、調査産業計)

都道府県	きまって支給する 現金給与額	出勤日数	通常日1日の 実労働時間数
	円	日	時間
全 国	195,701	20.2	7.0
北海道	194,910	21.1	7.0
青森	175,519	21.1	7.1
岩手	170,929	21.0	7.0
宮城	204,867	20.4	7.2
秋田	169,868	20.8	7.0
山形	190,002	21.7	7.2
福島	196,342	21.1	7.2
茨城	191,855	20.5	7.1
栃木	182,503	20.7	7.1
群馬	196,999	20.7	6.9
埼玉	206,417	19.6	7.0
千葉	195,684	19.3	7.0
東京	233,261	19.9	7.3
神奈川	197,271	18.5	6.8
新潟	189,219	21.1	7.2
富山	194,479	21.1	6.9
石川	169,446	20.7	6.9
福井	181,486	20.3	6.9
山梨	193,308	20.7	7.1
長野	211,288	20.5	7.2
岐阜	180,204	19.7	6.7
静岡	196,060	20.3	7.0
愛知	198,209	19.6	7.0
三重	194,657	20.3	7.0
滋賀	175,346	19.2	6.8
京都	179,041	19.9	7.1
大阪	222,889	20.0	7.0
兵庫	170,461	19.0	6.8
奈良	186,921	19.8	7.0
和歌山	169,116	19.9	6.6
鳥取	191,658	20.8	7.2
島根	188,045	20.9	7.1
岡山	205,151	20.7	7.2
広島	235,107	20.6	7.3
山口	183,934	20.1	6.9
徳島	171,017	20.6	7.1
香川	189,465	20.4	6.9
愛媛	183,800	21.1	7.0
高知	160,989	20.3	6.9
福岡	182,407	20.3	7.1
佐賀	174,318	21.1	7.1
長崎	167,660	21.2	7.1
熊本	181,356	21.6	7.2
大分	164,159	19.9	6.9
宮崎	166,466	20.8	7.1
鹿児島	179,868	20.6	7.2
沖縄	156,019	20.9	7.0